

令和2年1月31日

令和2年4月における印西市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの
介護報酬改定に関するQ&A

○印西市への手続きについて

問1 料金変更による変更届は必要か。

(答)

本改訂に伴う、印西市に対する総合事業に関する届出については、指定申請時にご提出いただいている書類のうち、変更箇所がある場合のみ、変更届の手続きが必要になります。該当する場合は、変更届出書に当該変更が加わった書類を添付のうえ、ご提出ください。

例) ①運営規程の利用料金の項目に、料金が明記されている。

→変更届出書及び新しい運営規程の提出が必要です。

②運営規程の利用料金の項目に、「料金は別途定める」旨や、「市町村が定める額」等の記載をしている。

→変更届出書の提出は不要です。

○利用者との手続きについて

問2 料金表が変わるため、利用者向けの合意書は必要か。

(答)

本改定に伴う料金改定にあたっては、利用者に書面等で説明するほか、以下の書類について見直しを行ってください。

(1) 契約書

契約書に料金又は単位数を明記している場合は、新たに契約書を交わすか、変更契約書を交わして下さい。

契約書に具体的な金額や単位数の明記がなく、重要事項説明書等に準ずる旨の記載をしている場合は、改めて契約書を交わす必要はありません。

(2) 重要事項説明書

重要事項説明書本書に料金を明記している場合、重要事項説明書を改めて作成し、利用者またはその家族に説明したうえで、利用者の同意書(署名または記名・押印)をもらってください。

重要事項説明書に別紙として料金表を添付している場合は、本書を作り直す必要はありませんが、新たな料金表を作成し利用者またはその家族に説明したうえで、利用者の同意書(署名または記名・押印)をもらってください。

○単位数について

問3 通所型サービスについては以前同様、1日利用・半日利用に関わらず同じ単位数のままということで良いか。

(答)

1日や半日などの利用時間に関わらず、同じ単位数でのご請求になります。

問4 訪問型サービスについては以前同様、1月当たりの単価・日割り対応のままということで良いか。また、今後、訪問型サービスも通所型サービス同様に1回当たりの利用に移行する予定はあるか。

(答)

訪問介護相当サービス(A2、A3)については、今まで同様、利用回数に関わらず1月当たりの単価でご請求ください。また、日割りについても今までと同様の取り扱いになります。

訪問型サービスの単価改定につきましては現在のところ予定しておりませんが、印西市における総合事業等のサービスの充実化を図る中で、随時見直しを検討してまいります。

問5 利用回数に上限はなく月額単位になるのか。また、回数が多い場合、自費設定をしても良いか。

(答)

市の実施する総合事業において、利用回数の上限及び自費設定の可否については定めておりませんが、利用回数の目安は次のとおりとなります。

- ・事業対象者及び要支援1…週1回程度
- ・要支援2…週2回程度

問6 気候変動(降雪や台風)の場合は、回数制の該当になるのか。

(答)

気候変動等の理由により、その日にサービス提供ができない場合、別日に振り替えるなどの対応が考えられますが、請求単位数については、あくまで当月中に利用した回数に応じた額となります。

問7 振替えて曜日を変更して、デイサービスを利用した場合は満額で請求をするのか。

(答)

問6同様、振替えによりサービスを提供する日にちが変わったとしても、あくまで当月中の利用回数に応じた額となります。また、サービス提供日の振替えが月をまたいだ結果、当月中の利用回数が増減した場合でも、その増減後の利用回数に応じた額となります。

問8 1か月で1日しかデイサービスを利用されなかった場合は、単位制（1回当たりの単価）にあてはまりますか。

（答）

回数に応じた単価をご請求いただきます。お問合せのケースの場合、1回分の単価の額となります。

問9 月途中で事業所を変更したケースでの算定方法はどうか。

（答）

原則、1月の中で、同一サービスを複数事業所にわたって利用することは想定しておりません。やむを得ない事情により、お問合せのようなケースが起こる場合は、その都度個別にご相談ください。

問10 5週の月もあることと、月の利用回数によってコードが変わるのは給付管理が煩雑になる。また、複雑になり利用者の理解も得られにくいと思われる。1月の単位数は廃止し、1回あたりの単位数だけにした方が運用しやすいと考える。

（答）

地域支援事業実施要綱によると、総合事業における通所介護相当サービスの単価設定にあたっては、1回あたりの単価を設定する場合、月の合計単位数を、国の定める包括単位（週1回程度の利用者では1,655単位、週2回程度の利用者では3,393単位）以下にすることとされているため、1回あたりの単価のみにすることはできません。

問11 要支援から要介護への変更や、その逆の場合も、日割りは無しとして良いか。

（答）

月途中での要支援・要介護認定の変更の場合も、日割りは無しとします。その場合、それぞれの利用回数に応じた額をご請求いただきます。